

# 茨城県立水戸飯富特別支援学校後援会会則

第1条 本会は、茨城県立水戸飯富特別支援学校後援会と称する。

第2条 本会は、茨城県立水戸飯富特別支援学校内に事務局を置く。

第3条 本会は、茨城県立水戸飯富特別支援学校の教育の振興を図る諸事業を後援することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 児童生徒の学習活動及び厚生、並びに卒業生支援事業に関する助成
- 2 教職員の研究調査等の厚生に関する助成
- 3 学校の整備促進と内容の充実に関する助成
- 4 その他、本会が必要と認めた事項

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 児童生徒の保護者
- 2 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

第6条 本会に次の役員を置く。

1 会長	1名
2 副会長	3名
3 書記	2名
4 会計	2名
5 会計監査	2名

第7条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は会務を総理し、会議を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 書記は、議事の記録に当たる。
- 4 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
- 5 会計監査は本会の会計監査に当たる。

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 会長・副会長及び書記・会計は、本校PTAの役員が兼ねる。
- 2 会計監査は、本校PTAの会計監査委員が兼ねる。
- 3 副会長(1名)・書記(1名)・会計(1名)は、校長の指定する者を会長が委嘱する。ただし、委嘱に当たっては、委嘱状を交付するものとする。

第9条 総会は、次の事項を審議決定する。

- 1 事業報告及び決算報告
- 2 事業計画案及び予算案
- 3 新役員の承認

第10条 役員会は次の事項を行う。

- 1 事業報告及び決算報告書の作成
- 2 事業計画案及び予算案の作成
- 3 その他、会員から委任された事項の処理

第11条 総会の定足数は、会員の過半数(委任状を含む)とする。

第12条 総会・役員会の議決は、出席者の過半数の同意を必ず必要とする。

第13条 本会運営の経費は、次の会費によってまかなう。

- 1 正会員 月当たり(350円) 1口以上  
＊1口の納入の場合は、年間4,200円となる。

- 2 賛助会員 年間（1,000円） 1口以上
- 3 正会員は、年額の4分の1の額を6月、8月、10月、12月に納入する。

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則

- 1 本会則は、昭和60年5月2日より施行する。
- 2 平成13年5月2日 一部改正
- 3 平成27年4月26日 一部改正
- 4 令和2年4月26日 一部改正

## 茨城県立水戸飯富特別支援学校PTA慶弔規定

- 1 慶弔について
  - 会員の慶弔について、次のとおりの金額を贈る。
    - (1) 会員及びその配偶者、並びに児童生徒が死亡したとき  
(10,000円)  
ほかに花輪または花輪代を贈る。
    - (2) 児童生徒が傷病のため、入院を伴う2週間以上の欠席をしたとき  
(ただし検査入院を除く)  
(5,000円)  
特別な場合は、役員会において協議する。
    - (3) 会員が災害を受けたときは、被害の状況を確認し、臨時で本部役員会を開き、協議し対応する。
  - 2 この内規は、本校PTA会則5条第3項に基づき制定し、運用する。
    - ・この内規は、昭和60年5月2日より実施する。
    - ・平成8年5月2日 一部改正
    - ・平成12年5月2日 一部改正
    - ・平成22年4月30日 一部改正
    - ・平成23年5月2日 一部改正
    - ・平成27年4月26日 一部改正
    - ・平成28年4月24日 一部改正
    - ・平成31年4月21日 一部改正